

消費者ネットワーク

2026年2月20日

第324号

一般社団法人
全国消費者団体連絡会
発行責任者 郷野 智砂子

TEL:03-5216-6024
FAX:03-5216-6036



全国消団連国際活動専門委員会 GPA2025Seoul 関連報告会 (Global Policy Assembly) 開催報告

世界プライバシー会議 (Global Privacy Assembly 以下、GPA) は、1979 年から毎年開催されているデータ保護とプライバシーデータカバランス当局のための国際会議です。日本からは個人情報保護委員会が正式メンバーとして参加しています。

第47回 GPA は、「AI時代に必要な秩序を求めて」をテーマに2025年9月16～19日に、韓国ソウルで開催されました (GPA2025 Seoul)。

9月15日にはアジア・太平洋地域の消費者団体と市民団体によるプレ企画「アジア太平洋地域のデジタル消費者対話」が開催されました。この企画の検討段階から当日まで、全国消団連国際活動専門委員が参加しました。また、9月17日のGPA本体企画では日本の消費者団体の提起を受けて、「越境データ移転における消費者のデータ救済強化と、データ・ガバナンス制度の相互運用性：消費者の視点」が開催されました。

GPAについて日本国内で報道されることが少ないことから、全国消団連国際活動専門委員会では、その内容について広く日本の消費者に紹介すること、データの利活用と消費者の権利擁護と救済について考えあうきっかけづくりとすることを目的に、今回の報告会を企画しました。これまでのGPAにほぼ毎回参加されて多くの講演を行われ、今回のプレ企画と平行企画で中心的な役割を担われた、中央大学総合政策学部の宮下紘教授にご講演いただきました。



もくじ

全国消団連国際活動専門委員会GPA2025Seoul関連報告会 (Global Policy Assembly) 開催報告	1
世界の消費者情報「「Stuffed Articles (詰め物入り製品)」の安全に関する 国際標準化の動き」	5
世界消費者権利デーについて	6
全国消団連たより	8
消費者庁新未来創造戦略本部たより	10
消費者スマイル基金ニュース	11
会員活動予定／編集後記	12

次号(325号)は4月17日(金)発行です。

【日 時】 2026年1月9日(金) 15:00～17:00〔Zoomを活用したオンライン企画〕
【企画運営】 全国消団連国際活動専門委員会
【テ ー マ】 データ利活用と消費者の権利擁護・救済
【タイトル】 「国を越えて活用される私のデータ ～消費者救済の在り方を問う～」
【参 加】 38人
【概 要】

- 進行 山地 理恵 国際活動専門委員
- 開会挨拶 加藤 絵美 国際活動専門委員会委員長
- GPA2025 Seoul の概要とブレ企画・パラレル企画等に関する報告(20分)
報告 概要とパラレル企画について 加藤 絵美 国際活動専門委員会委員長
ブレ企画について 郷野 智砂子 国際活動専門委員
- GPA2025 Seoul の内容を踏まえ、データ利活用と消費者の権利擁護・救済についての現状の問題点と課題についての講演(60分)
題名 国境を越えて活用される私のデータ ～消費者救済の在り方を問う～
講師 中央大学総合政策学部 宮下 紘(みやした ひろし) 教授
- 登壇者と参加者による質疑応答・意見交換(20分)
- 閉会挨拶 河村 真紀子 国際活動専門委員

【事務局による概要報告】

加藤絵美国際活動専門委員会委員長の開催挨拶の後、報告と講演、休憩をはさんで、講師・登壇者との質疑応答を行いました。最後に河村真紀子国際活動専門委員の挨拶で報告会を終えました。

報告① 会議の全体概要とパラレル企画について 報告 加藤 絵美 国際活動専門委員会委員長



個人情報データを扱う国際会議への消費者団体の参加はこれまで難しかったのですが、国際消費者機構(Consumer International)の要請を受けて、2023年の「Internet Governance Forum 京都会合」で登壇したことが契機となり、今回のGPAに参加することができました。9月13日～19日、世界130が国を超えるデータ保護当局が集まり、GPA全体で20のパネルセッション、10の政策フォーラムなどが開催されました。

消費者側の課題としては、①技術開発を推進する力と消費者保護を推進するための力の不均衡、②権利侵害を受けた消費者を救済する制度の不足、③自身のデータを守る手段の不存在、④消費者自身の認識の不足等が挙げられ、国際的には、①各国の消費者保護の差異、②国境を越えた監視社会と公人のデータの流用、漏洩、③国境を越えた消費者救済制度の不存在、④消費者自身の認識の不足が問題とされています。

本日は報告する「パラレルセッション2-B」はAsia Pacific Digital Dialogueが主催し、「越境データ移転における消費者のデータ救済強化と、データ・ガバナンス制度の相互運用性」をテーマに、様々なバックグラウンドを持つパネリスト(ガイド スコルツァ博士(イタリアデータ保護委員会委員)、宮下紘教授(中央大学)、ハビエル ルイス ディアスさん(サセックス大学)、ナターシャ ゲルラークさん(情報政策リーダーシップセンター プライバシーポリシー責任者)、オ ビョンイルさん(Jinbonet 代表取締役))とともに私がモデレータをつとめ、抽象論ではなく実務・運用レベルでの信頼ある越境データ流通と実効的救済に議論を移すことをセッションの主たる目的として議論を進めました。アジア太平洋地域の現状に照らし合わせて、

- デジタル権利団体と消費者団体との連携強化が重要
- 技術的・政策的専門性は、20年前と比べて産業界により集中しており、市民社会が学術界や進歩的な技術者と協働する必要性の一層の高まり

- グローバル越境プライバシールール（CBPR）フォーラムやASEANデジタル経済枠組協定（DEFA）において、より強いプライバシー・消費者保護を導入するための介入の可能性
- AIは、将来の危険がまだ不明確であるがあらゆる場面で優先課題として浮上
- 消費者・通信・特にプライバシー・データ保護当局を含む規制当局との関係強化は中核的優先事項が課題として挙げられ、革新的な越境救済メカニズムの提示に焦点が当てられました。

報告② プレ企画「アジア太平洋地域におけるデジタル消費者対話の推進」について 報告 郷野 智砂子 国際活動専門委員



企画は三つのセッションで構成されました。そもそものプレ企画全体を通しての目的は、

- 地域のデジタル、データ、プライバシー問題に関する情報共有と活動調整を行うための恒久的な協力フォーラムの創設（消費者団体、学術者のため）
- デジタル規制当局、政策立案者、関連国際機関との継続的な連携を確立し、政策が市民と消費者の優先事項を反映するようにすること

であり、セッションの目的として以下の3点が掲げられました。

- *地域のデジタル及びデータ制作に関連する優先課題や組織のマッピング
- *GPA参加者同士のネットワークの構築
- *フィードバックを収集し、今後の協力体制の改善強化を図ること

各セッションのテーマは

- ▶セッション1 アジア太平洋におけるデータ保護とデジタル/消費者権利問題のマッピング
- ▶セッション2・3 アジア太平洋におけるより安全で包括的なデジタル経済への道筋

そして、セッション2で日本の消費者団体より以下の内容を提案しました。

全国消費者団体連絡会からの提案

・各国における個人情報の不正利用に関する情報を共有するためのデータベースの構築

消費者にとって、国境を越えて自身の個人情報がかどのように利用されているかを知るとはますます困難になっています。今後、このプラットフォームは、消費者の「知る権利」を保障するだけでなく、私たちが求める救済メカニズムの構築に向けた国際協力の基盤となると考えています。誰がかどのようにこのプラットフォームを構築するかについては慎重な検討が必要ですが、アジア太平洋消費者対話において議論し、提言を行うことは有益であると考えています。

加えて、本報告会進行役の山地委員のご息女も企画に参加されて、「無料のサービスを利用することと引き換えに取られているものは何なのか考えることがある、子どもも子どもなりに考えていることを知ってほしい」と意見を述べられ、若者の率直な意見に刺激を受ける場面もありました。

講演 「国境を越えて活用される私のデータ ～消費者救済の在り方を問う～」 中央大学教授総合政策部 宮下 紘教授



1979年に設立されたGPAは当局、政府機関、市民団体、法曹関係者等官民を越えて様々なアクターが参加（約1,000名）していますが、会員には一定の資格が求められ、毎回異なる会議テーマのもと、多岐にわたる議論がなされています。日本の個人情報保護委員会は2017年から会員として参加しています。会員は公的機関であるだけでなく、十分な自立性・独立性を有することを求められています。消費者は自身のデータ保管について知り得ず、個人はデータベースの部外者であることから、データ保護監督機関の独立性は何よりも優先されなければなりません。

データをめぐる国際環境の枠組みは地政学的に見ると①市場原理（アメリカ）、②国家管理（中国）、③人権（ヨーロッパ）の枠組みに分けられますが、越境データ移転の際には、EU、OECD（技術）、G7、APEC（電

消費者ネットワーク NO.324 (2026.2)

子商取引に関して議論)、GPA、アジア太平洋地域のAPPA、欧州評議会の他21の貿易協定など様々な枠組みが採用されています。日本は2019年からEUの第三国へのデータ移転を可能にする充分性決定受け入れ国の一つです。また、日本が提唱した個人情報移転ルールDFFT (Data Free Flow with Trust: 信頼性のある自由なデータ流通) の概念は2024年のGPAの決議にも採用され、2025年のG7データ保護会議の声明にもその運用が表明されました。

「EUのグローバルな市場を規制する一方的なパワー」はブリュッセル効果と言われ、この分野においても大きな影響を及ぼしています。

GPAでは、それぞれの組織の独立性が最も重要とされています。その意味で消費者団体がもともと、独立性を有していることはこの議論に関わる上での強みの一つです。今後もぜひプライバシーに関心を持つ市民団体の出現を期待します。

2018年のGPAブリュッセルでは消費者不在のままのデジタルサービスの拡大が進んでいることが問題として取り上げられました。また、無料サービスを受ける人の立場も消費者ではないかと、「消費者」の再定義の必要性も出てきています。EUのGDPRでは団体にも司法救済を求める権利があると、明文化されています。日本でも将来の団体訴訟の可能性を探るうえでも、消費者団体による事例の提供をお願いしたいところです。

今回のGPAから、日本では特に①実際の被害に遭った際に具体的な介入による救済を可能にする条文の必要性、②本来、個人情報保護は人権の問題であることから、ルールは規制による義務ではなく権利に基づくとして発想の転換が必要、③団体訴訟の必要、④予見可能性があれば、事前に手立てが必要、⑤法改正に適格消費者団体による訴訟制度、差止制度を積極的に取り入れたい、ことなどが課題となると考えられます。

さらに今後に向けて、データ保護法と消費者保護法の交流の必要性を指摘します。自由な意思に基かない同意は無効であり、プラットフォームにおける消費者不在の問題、サブミナル技術(ダークパターン等)の「どこまでが適法な説得で禁止される操作はどこからなのか」について消費者保護法はどう立ち向かうのか、AIが静かに強制的に、心地よく人間の精神を操作している実態があることにどう気づくのがポイントになると思われます。そしてこれらについて消費者からの事例提供が問題を解決に近づけることから、消費者団体への期待は大きいのです。

EUはデータ保護を人権問題と捉えているとお話ししました。その背景にはナチスがパンチカードで些細な個人情報を集積して、ユダヤ人選別に使用した現代のデジタル化でも些末なデータ収集の危険性について、消費者団体からも事例を発信されることを期待しています。

講演と報告についての質疑応答

Q:日本の消費者団体は個人情報保護法の見直しを進める働きかけをしているか?

A:報告者より 検討会に初めて消費者団体が参加し、差止請求や課徴金導入を提案したが、経済界と一致せず進展は小さかった。今後も改正動向を注視しつつ意見を述べていく。

Q:日本の個人情報保護法はEUの充分性決定に値しているのか?

A:講師より 充分性決定は条件付きで、EUデータのみ日本法に上乘せに保護する「補完ルール」が導入された。救済規定不足など課題は残るが、決定時期(シュレームスII前)も影響している。

Q:プライバシーは人権・権利という概念に日本人はどう向き合うべきか?

A:講師より 日本には武士道や“恥の文化”に根ざした独自のプライバシー観がある。文化的背景を踏まえた社会規範としての理解を広めることで、国際議論にも貢献できる。

Q:法改正案の要配慮情報の同意不要化・課徴金導入について?

A:講師より 統計データは本来識別できなければ個人情報に当たらないため、条文精査が必要。課徴金には経済界が強く反対しているが、日本の執行が緩い現状では導入検討の合理性もある。

Q:消費者団体の国際発信での強みは?

A:講師より 世界共通サービスを題材に、日本での具体的事例を提示することが有効。特にチャットGPTのようなAIサービスの利用実態や課題の発信は国際的関心が高い。

Q：子どものSNS利用を世界はどう考えているか？

Q：講師より 2024年のGPAでは高校生が「禁止ではなく学ぶ機会を」と発言。オーストラリアの年齢制限への否定的な声もあり、国際的には段階的な対応とリテラシー重視の傾向。

Q：課徴金がなくても企業への抑止力はあるか？

A：講師より 日本企業には「ネーム&シェイム」が一定効果を持つが、グローバル企業には通じにくく、個人情報保護委員会の命令では解決できなければ将来的にはより強い規制手段の検討も必要。

世界の 消費者情報

「Stuffed Articles(詰め物入り製品)」の安全に関する 国際標準化の動き

主婦連合会 河村真紀子

ISO（国際標準化機構）のCOPOLCO（消費者政策委員会）に設置されているWGの1つである消費者安全WGでは、「Stuffed Articles（詰め物入り製品）」に関する新規国際標準化提案の議論が進んでいます。提案は韓国の韓国技術標準院（KATS）から出されています。

提案概要

クッション、寝具、ソファ、衣類など「詰め物入り製品」に関する消費者安全上の状況を分析し、統一された国際的安全基準の策定を提案する。

*玩具、乳幼児用製品、保護具（ヘルメット等）はスコープから除外。

主な健康・安全上の懸念

- アレルギー反応▶ダニ、カビ孢子などのアレルギーが詰め物内に存在する可能性。
- 呼吸器障害▶湿気によりカビ・細菌が繁殖し、気管支炎などを引き起こす。
- 皮膚感染症▶黄色ブドウ球菌などの細菌が繁殖。
- 化学物質への暴露▶ホルムアルデヒドやフタル酸などの化学処理剤の使用。
- 虫害▶不衛生な詰め物はダニやゴキブリを引き寄せ。
- 誤飲・窒息▶小さな詰め物が外れて幼児の誤飲リスクに。

製品の分類と使用例

- 家庭用家具・寝具▶長時間使用されるため、化学物質やアレルギーのリスクが高い。
- 衣類▶防寒着や寝袋などにも詰め物が使われる。

指摘されている課題

- 地域間の規制の不一致▶輸出入・製造における障害。
- 消費者フィードバックの仕組み不足▶継続的改善が困難。
- 環境への配慮が不十分▶持続可能性や廃棄物問題が未対応。

提言

- ◆国際的適用性▶地域差や経済状況を踏まえた柔軟な基準づくり。
- ◆環境・持続可能性への配慮▶原材料選定や廃棄プロセスにも基準を。
- ◆多様なステークホルダーとの連携▶消費者団体、企業、行政など。
- ◆フィードバック機構の整備▶AI活用などによるリアルタイムの基準更新。

詰め物製品の安全性確保は消費者保護だけでなく、製造・流通の信頼確保にも不可欠です。製品安全WGの議論では、各国・各主体の協力により、グローバルな安全・環境配慮型製品市場の実現を図ることが確認され、新規国際標準化提案の作業が進められています。

消費者ネットワーク NO.324 (2026.2)

2025年12月4日に開催されたISO COPOLCO WG24の会合では、KATSのJang Hwan Bae氏から本件に関する進捗状況、最新の変更点に関する説明がありました。

2025年5月以降の変更点

基本原則と要件の再編成：

- リスクベースのアプローチに基づいて再編成。
- 衛生とトレーサビリティに関する独立した原則を明示。
- 既存の基準との互換性に関する新しい原則を追加。

ラベリング（表示）とトレーサビリティの強化：

- 最低限の要件を強化（製造者ID、バッチ/ロット識別子、詰め物材料の開示）。
- デジタル情報は補足的な情報として許可されるが、物理的なラベル(表示)の代替としては認められない。

附属書 A-D を参考 (informative) 附属書として設定

- A：リスク評価方法
- B：既存試験制度とのクロスリファレンス
- C：ケーススタディ
- D：中小企業向けガイダンス

5月に開催されるCOPOLCO総会では消費者安全WG会合も予定されており、そこで本件の提案書の最終案が提示される予定です。

世界消費者権利デー2026のテーマが公表されました



国際消費者機構（Consumers International 略称 CI）は昨年末に2026年の世界消費者権利デーのテーマを発表しました。

テーマ **SAFE PRODUCTS CONFIDENT CONSUMER**
仮訳 **安全な製品 自信をもって選べる消費者**

今回のテーマについて、CIは設定の背景を以下の通り述べています。

- グローバルなデジタル市場において、製品安全は人々の生命、消費者の信頼、そして世界経済に影響を与える極めて重要な課題となっています。

- 経済協力開発機構（OECD）の最新レビューによれば、リコールまたは禁止された製品の87%が依然としてオンラインで入手可能であることが判明しています。
- さらに、多くの国では、品質の劣る製品から社会を守るための法的枠組みが十分に整っていません。
- この問題はすべての大陸の私たちに影響を与え、特に脆弱な状況にある消費者や低所得国の人々に大きな負担を強いています。

そして、参加の呼びかけの大前提として、「製品安全は一部の人々の特権ではなく、すべての人の基本的権利です」とし、物理的な製品による危害に焦点を当てることを明らかにし、今年取り組み方について以下の原則を掲げています。

- 製品安全の不備は生命・健康を損なう基本的人権の問題であるという理解を促す。
- 消費者団体が政策形成の最前線に立ち、証拠と解決策を提示できるよう支援する。
- 企業・政府・消費者団体の強固な協力体制を築く。
- 国境を越えた安全システムの整備（情報共有、リコール調整など）を推進。
- 統一的な国際基準により全消費者を保護し、説明責任を確保する。

世界消費者権利デー 2026 に関する CI の提起の詳細と案内原文は、次の URL でご確認ください。

World Consumer Rights Day 2026: Safe Products, Confident Consumers - Consumers International

- 今回のテーマについては、昨年末に国連が採択した決議「消費者製品の安全」とその附属書「国連消費者製品安全原則」も大きく関わっています。決議については次の URL でご確認ください。

<https://docs.un.org/en/A/C.2/80/L.42>

この決議について、国連貿易開発会議（UNCTAD）は積極的な評価をしています。以下の URL でその内容をご覧ください。

<https://unctad.org/news/consumer-product-safety-new-global-principles-adopted-un>

- 日本での企画実施について

全国消団連として、本年も日本国内企画を開催します。今年の3月15日が日曜日にあたることから、日本企画は3月16日の午後、講演と質疑応答で合計90分の企画として開催いたします。

講師は東京科学大学 教育研究組織 工学院教授の西田佳史さんです。子どもや高齢者など、特に脆弱性を有していると捉えられる消費者を危険な製品からどのように守るのか、社会を変えるために消費者と消費者団体が取り組むべきことは何かについて、西田教授にご講演いただきます（9ページ参照）。



全国消団連たより



全国消団連は5団体連名で、消費者庁「多数の消費者に深刻な財産被害を及ぼす詐欺的な悪質商法対策プロジェクトチーム」での速やかな検討と立法化を求める意見書を発出しました

2025年11月11日の衆議院予算委員会で総理大臣が悪質商法対策について「さまざまな手法が出ている中で、より有効な解決方法がないか消費者庁を中心に検討させる」と答弁したことを受けて、同年11月19日付で消費者庁は次長を長とする「多数の消費者に深刻な財産被害を及ぼす詐欺的な悪質商法対策プロジェクトチーム」を設置しました。

悪質商法による消費者被害の拡大は予断を許さない状況にあり、このプロジェクトチームへの期待感の表明も込めて、4団体と連名で、1月29日に意見書を発出しました。

(宛先) 消費者担当大臣、消費者庁長官、消費者委員会委員長、国民生活センター理事長
一般社団法人 全国消費者団体連絡会
主婦連合会
消費者団体千葉県連絡会
全大阪消費者団体連絡会
長野県消費者団体連絡協議会

消費者庁「多数の消費者に深刻な財産被害を及ぼす詐欺的な悪質商法対策プロジェクトチーム」での速やかな検討と立法化を求めます

高齢者や情報弱者を中心に、多数の消費者に深刻な財産被害をもたらす詐欺的な悪質商法への対応は不十分です。

消費者庁は、2025年11月19日付けで「多数の消費者に深刻な財産被害を及ぼす詐欺的な悪質商法対策プロジェクトチーム(以下、プロジェクトチーム)」を設置しました。

本プロジェクトチームは、詐欺的な悪質商法の事案を洗い出して対応策等を検討するとのことで、これまで長年にわたる積み残し課題であり、一日も早い解決策の確立が求められています。検討が進展し、実効性ある規制の実施と監視体制強化の実現を強く要望いたします。

2023年度に消費者委員会が取りまとめた「消費者法分野におけるルール形成の在り方等検討ワーキング・グループ」報告書では、「破綻必至商法」の整理が行われ、悪質事業者を市場から排除するための制度整備が必要であると明確に指摘しています。プロジェクトチームにおいては、これらの知見を十分に踏まえ、制度設計に確実に反映させることが不可欠です。

更に、消費者被害の未然防止の観点から、悪質商法の手口や事例を分かりやすく周知し、消費者が被害に遭う前に警戒できるよう、広報・啓発活動の強化が必要です。特に高齢者に対しては、自治体や福祉団体との連携による地域に根差した啓発が重要であり、迅速な行政対応によって被害の拡大防止に努めていただきたいと思います。

加えて、現行の消費者法制度では被害救済が十分とは言えません。被害者が泣き寝入りをしないために、悪質商法の市場からの排除とともに、実効的な被害回復制度の構築、違法収益を迅速にはく奪できる制度の整備も強く求めます。

消費者のくらしの安全の確保のためにも、プロジェクトチームの取り組みに期待し、悪質商法対策の具体化と必要な立法化の一日も早い実現を心より要望します。

以上

[JA全青協 手づくり看板全国コンクール]2025年度

「最優秀賞」は「JAたまな青壮年部玉名支部」、「全国消団連賞」は「JAみやざき綾町青年部」に決定!!

JA全青協(全国農協青年組織協議会)の「JA青年組織手づくり看板全国コンクール」は、地域住民に農業の大切さをアピールする手づくり看板のコンクールです。1月15日に行われた審査委員会には、全国消団連も審査員として参加しました。

今年度のテーマは「感謝を伝えよう」。全国から寄せられた力作が並ぶ中、メッセージの伝わり方、文字の使い方や構図、デザイン性の高さなどが総合的に評価されました。

審査の結果、2025年度の最優秀賞は、熊本県のJAたまな青壮年部玉名支部が受賞、また審査員ごとに選出する賞として、今年度の全国消費者団体連絡会賞は「JAみやざき綾町青年部」に決定しました。

「最優秀賞」熊本県・JAたまな青壮年部玉名支部



「全国消費者団体連絡会賞」宮崎県・JAみやざき綾町青年部



2026年世界消費者権利デー記念講演会のご案内(企画:全国消費者団体連絡会国際活動専門委員会)

全国消費者団体連絡会国際活動専門委員会の企画・運営で、2026年世界消費者権利デー記念講演会を開催いたします。今年の3月15日が日曜日にあたることから、翌日の2026年3月16日の午後、講演と質疑応答で合計90分の企画といたします。講師は東京科学大学 教育研究組織 工学院教授の西田佳史さんです。子どもや高齢者など、特に脆弱性を有していると捉えられる消費者を危険な製品からどのように守るのか、社会を変えるために消費者と消費者団体が取り組むべきことは何かについて、西田教授にご講演いただきます。

- 【日 時】 2026年3月16日(月)15時~16時半〔Zoomを活用したオンライン講演会〕
- 【2026年テーマ】 安全な製品 自信をもって選べる消費者
- 【定 員】 100人(先着順)
- 【参加費】 無料
- 【講 師】 西田佳史さん(東京科学大学 教育研究組織 工学院教授)
- 【概 要】 講演60分 質疑・意見交換20分
- 【お申込み方法】 以下のURLもしくは2次元バーコードから入力してください。
<https://forms.office.com/r/dR4Tr1Zp7D?origin=lprLink>
- 【締 切】 2026年3月13日(金)



地方消費者行政の充実・強化を考えるシンポジウムのご案内

全国消団連の地方消費者行政プロジェクトは、47都道府県の協力を得て今年度も「地方消費者行政調査」を実施しました。

シンポジウムでは行政調査の結果を共有し、地方消費者行政の現状と課題を明らかにするとともに、今後の行政充実に向けた方向性を議論します。関係者が一堂に会し、持続可能な相談体制と地域の見守り啓発活動をどのように強化していくかを考える場とします。

- 【日 時】 3月19日(木) 14時00分~16時30分
 - 【内 容】
 1. 全国消団連2025年度「都道府県の消費者行政調査」報告
 2. パネルディスカッション「地方消費者行政を支援する新たな枠組みについて」
パネリスト: 赤井久宣さん(消費者庁 地方協力課課長)ほか地方消費者行政プロジェクトメンバー
自治体からは「京都府」「岐阜県」にご報告いただきます
コーディネーター: 池本 誠司さん(弁護士)
- 詳細はこちら <https://www.shodanren.gr.jp/Annai/898.htm>



消費者庁新未来創造戦略本部たより

見守りに関するモデルプロジェクトについて

消費者庁新未来創造戦略本部

宮島 直紀

高齢者等を狙った特殊詐欺や悪質商法による消費者被害が後を絶ちません。消費者庁新未来創造戦略本部（以下「未来本部」という。）のある徳島県でも、特殊詐欺や SNS 型投資詐欺・ロマンス詐欺による被害が深刻な状況にあります。

こうした被害を防止するためには、日常の中で異変にいち早く「気づき」、適切な相談機関へ確実に「つなぐ」といった「見守り」が、これまで以上に重要な役割を果たします。こうした状況を踏まえ、未来本部では、消費・警察・福祉の各部局が連携を強化し、対応力の向上を図るためのモデルプロジェクトを企画しました。現在、小松島市、小松島警察署、小松島市社会福祉協議会、小松島市地域包括支援センターなどの協力を得ながら、同プロジェクトを進めています。

連携強化にあたっての課題を把握するため、まず関係部局の職員や警察官、ケアマネジャーの方を対象に事前アンケートを実施しました。そのなかでは、「消費生活センターがどのような相談を受理しているか知らない」「どこに相談してよいか分からない」「相談の緊急度の判断が難しい」といった声が寄せられました。

アンケートから明らかとなった課題の解消や「消費者行政部局」「福祉関係者」「警察」が顔の見える関係を築くことを目的として、昨年 11 月に「小松島市見守り関係機関連携強化研修会」を開催しました。

研修会の前半はパネルディスカッションとして、各機関の代表者に登壇いただきました。事前アンケートで示された課題や質問に対し、それぞれの立場から説明や回答を行いました。後半は、研修に参加したケアマネジャーの方を対象に、実際の訪問先でトラブル事例に遭遇した場合を想定し、異変に気づいた際の対応を検討するグループワークを実施しました。現実起こり得る状況を題材に、参加者同士が活発に意見を交わしました。最後に各グループでまとめた意見を発表し、各機関の代表者から講評を受け、理解を深めました。

研修会後のアンケートでは、「相談への抵抗感が減り、気が楽になった」「顔の見える関係づくりに役立った」といった前向きな感想が寄せられ、満足度も高い結果となりました。こうした結果を踏まえ、研修会の内容や成果をまとめた「質疑応答集」や「相談フローチャート」を作成し、地域の関係者への周知にも取り組んでいるところです。

今回の研修会は、関係機関が顔の見える関係を築き、地域全体で「見守り」の意識を高める大きな契機となりました。未来本部では、同モデルプロジェクトの成果を共有できるよう準備を進めています。引き続き、関係機関と連携しながら、誰もが安心して暮らせる地域づくりに取り組んでまいります。

認定 NPO 法人 消費者スマイル基金ニュース

1. 第 17 回助成先決定のお知らせ

皆様から頂戴したご寄付と会費をもとに、第17回助成事業の募集（対象期間：2025年6月1日～2025年11月30日）を行い、助成先と助成金額について決定いたしました。今回は8団体、総額285万円を助成しました。

第17回の助成金額の上限を、助成事業全体（特定適格消費者団体、適格消費者団体及び非営利法人を対象とした都合3つの助成事業）で**総額300万円**にしています。

特定適格消費者団体及び適格消費者団体だけでなく、**消費生活相談又は消費者への情報提供等行っている非営利法人も、助成申請を可能としています。**

(1) 特定適格消費者団体向け

共通義務確認訴訟の提起を行った団体の被害回復関係業務

NO	助成先団体	助成金額	提訴日	審理	相手方の事業種別と請求の内容
1	消費者支援 ネット北海道	65 万円	2025/8/6	第一審	経営コンサルタント業 / 電話勧誘販売において特商法違反により、消費者庁より業務停止命令（令和6年9月5日～12月4日まで）を受けている。 消費者にクーリングオフ不可と説明し、情報商材の売買契約を結び、不当な利益を得たとして、消費者裁判手続特例法に基づき、対象消費者が既払金の全額返金請求ができることの確認を求める共通義務確認訴訟を提起。

(2) 適格消費者団体向け（目指す団体含む）

①差止請求業務を行った団体の差止請求訴訟業務

NO	助成先団体	助成金額	提訴日	審理	相手方の事業種別と請求の内容
1	消費者機構 日本	40 万円	2025/8/7	第一審	家賃債務保証サービス / 「賃貸借保証委託契約」に、既に保証業務の対価として保証委託料を受領しているにもかかわらず、家賃滞納時に消費者に対し、求償のみならず保証事務手数料の支払い義務を課す条項があるため、消費者契約法第10条消費者契約法第9条1項2号により無効として差止請求。

②裁判外の差止請求を行った団体の差止請求関係業務

NO	助成先団体	助成金額	提訴日	相手方の事業種別と請求の内容
1	消費者ネット 広島	30 万円	2025/7/4	美容サブリース事業者 / 当該事業者が使用している利用規約にて、未成年者が申し込んだ場合に法定代理人の同意を擬制する条項及び事業者判断によりサービスの一部又は全部を変更・廃止できる条項が消費者契約法第10条に抵触しているとして、改善申入れを行い、利用規約が改定された。
2	消費者支援 かながわ	30 万円	2025/8/18	美容医療 / 契約関係書類である「施術のご予約とキャンセル料の取り決め」において、消費者からの解除について理由を問わず損害賠償義務を発生させる条項、キャンセル料の支払いを要件とする条項があり、消費者契約法第10条に抵触するとして、是正申入れを行い、該当条項が改訂された。
3	消費者支援 機構関西	30 万円	2025/9/1	葬儀事業者 / ウェブサイト等表示媒体に記載されている「家族葬の金額表示、家族葬プラン」の表示が、優良誤認表示、有利誤認表示に該当するとして、景品表示法第34条第1項第1号、2号に基づき、申し入れを行い、当該表示が削除され是正された。

4	消費生活ネットワーク新潟	30万円	2025/10/17	不動産業者 / 借主が一方的に不利な原状回復義務など不動産賃貸契約の21に及ぶ不当条項が消費者契約法第10条に抵触するとして改善申入れを行い、該当条項が是正された。
5	消費者支援ネットワークいしかわ	30万円	2025/11/5	中古車販売 / 契約約款において、消契法第12条の4第1項に基づき、キャンセル料が契約金額の25%の条項の算定根拠の質問を行った。また、損害賠償の支払いについての条項が消費者契約法第9条1項1号に反するとして、該当条項の削除・修正を求め、改善された。
6	消費者被害防止ネットワーク東海	30万円	2025/11/6	コンタクトレンズの販売 / 免責条項、損害賠償制限条項、利用規約変更条項、パンフレットと本規約の優先関係に関する条項について、消費者契約法8条1項2号、4号、同条3項及び10条に基づき適合するように改善を求め、該当条項が改訂された。

(3) 適格消費者団体を除く非営利法人（適格消費者団体を目指す団体等法人格を有する消費者団体を含む）

＜事業者に対する消費者契約に係る不当行為是正等の申入れ業務＞

申込・該当なし

【連絡先】 消費者団体訴訟等支援法人 認定 NPO 法人 消費者スマイル基金 事務局

TEL 03-5216-7767 FAX 03-6256-9115

e-mail consumerkikin@tiara.ocn.ne.jp URL <http://www.smile-fund.jp/>



会員団体の活動紹介 (2月の活動予定)

*詳細は各団体にお問い合わせください。終了している企画が含まれる場合があります。

会員団体名	月 日	行 事・活 動
日本消費生活アドバイザー・コンサルタント相談員協会 (03-6434-1125)	2月28日(土) 14:00~16:00	NACS公開講座「防災と石油～東日本大震災から15年経過した現在～」 講 師：及川洋氏（東京防災士会理事 三船康道氏・石油連盟常務理事） 開催形式：会場（AP 秋葉原（東京都台東区秋葉原 1-1））およびオンライン（Zoom ウェビナー） 定 員：会場 20 名・オンライン 200 名 （申込者全員に、当日の動画（質疑応答は除く）を期間限定配信あり） 参 加 費：無料 申込締切：2月24日(火) 申込URL： https://260228nacs.peatix.com/

編集後記

2025 年は公私ともに海外へ行く機会が多くありました。若かりし頃は観光ガイドブックと海外旅行用の会話集などを購入し、持ち物もそれはそれは入念に準備したものです。今の海外旅行事情はだいぶ変わりました。まずは渡航先で必要あるいは役立つアプリを調べます。地図、タクシー、オンライン決済、交通マネー、海外 Wi-Fi など、自分に必要なアプリをダウンロードするところからスタートです。現地の情報は YouTube やインスタグラムから収集しました。行きたいところや効率的に観光スポットを巡る方法、空港から主要都市までのアクセスや注意すべきことまで、細かく知ることができます。言葉の壁も翻訳アプリが活躍してくれます。こうしたデジタル化は、一人で海外に行くときにはとても心強いものでした。とは言え、せっかくの海外なので、アプリばかりに頼らずに、現地のかたとの交流も楽しみたいところです。

そうそう、YouTube の落とし穴、動画視聴中に「この画面限定」という広告がたまに出てきます。二次元コードを読み取ってポチっとしてしまうと詐欺だった、というアレです。みなさま、くれぐれもお気を付けくださいませ。(C)

発行：一般社団法人全国消費者団体連絡会

住所：〒102-0085 東京都千代田区六番町15 プラザエフ6F TEL:03(5216)6024 FAX:03(5216)6036

ホームページ：<http://www.shodanren.gr.jp> E-mail：webmaster@shodanren.gr.jp